

大月市新型インフルエンザ等庁内対策会議設置要綱

平成27年1月20日

(目的)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等の予防及び発生に緊急に対処するため、大月市新型インフルエンザ等庁内対策会議（以下「庁内対策会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大月市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び見直しに関する事項
- (2) 行動計画の推進に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 庁内対策会議は、市長、副市長、教育長、部長、消防長、教育次長、事務長及び市長の指名する市職員をもつて構成する。

(会議)

第4条 庁内対策会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めたときは、会議に関係職員を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 庁内対策会議の庶務は、市民生活部保健介護課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内対策会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月28日から施行する。